

しばたの景観

令和3年1月



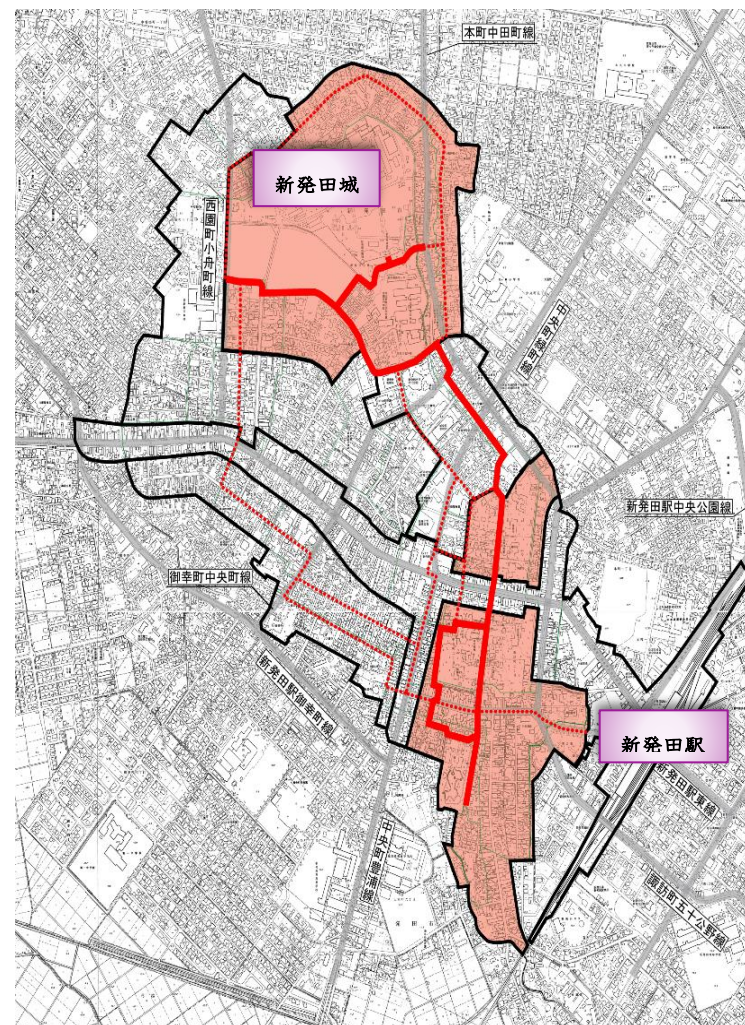
新発田市景観条例、景観計画

近年の景観に対する意識の高まりや新発田城三階櫓、辰巳櫓の復元をきっかけとする市民の関心の高まりなどの背景を受けて、市民みんなが協働し、長期的な展望にたつてより良い景観形成を推進していくため、平成20年3月、新発田市景観条例を制定(平成20年7月施行)し、新発田市景観計画を策定しました。

～城下町の歴史文化と豊かな自然を守り、活かし、創る市民共創の景観まちづくり～

新発田市景観計画では、全市民が一緒になってまちづくりを進めるという観点から、新発田市全域を景観計画区域としています。市内全域を「歴史景観エリア」、「市街地景観エリア」、「駅前大通り景観エリア」、「沿道景観エリア」、「自然景観エリア」の5つのエリアに大別し、エリアごとに良好な景観を形成するための基本方針と行為の制限を設定しています。また、「歴史景観エリア」については、さらに3つの区域に分け、それぞれの区域の特徴ある景観の形成を目指しています。今回は、城下町四百年の歴史的なまちなみが多く残る、「歴史景観エリア」、特に「新発田城周辺区域」と「寺町・清水谷周辺区域」を中心にご案内します。

| エリア名 | 主な各エリアの区域(範囲) | |
|--------------|---|--|
| 1. 歴史景観エリア | 新発田城周辺区域 寺町・清水谷周辺区域 | ○新発田城周辺区域 二新発田城を中心として、それに接する街区 ○寺町・清水谷周辺区域 二清水園から法華寺の間の街区とそれに隣接する街区 |
| | 公共施設区域 | ○新発田城周辺区域と寺町・清水谷周辺区域に挟まれた街区 |
| | 歴史周辺区域 五十公野地区 米倉地区 山内地区 上赤谷地区 菅谷地区 | ○歴史周辺区域＝旧町割りの区域 (上記2つの区域及び「駅前大通り景観エリア」を除く) ○五十公野地区・米倉地区・山内地区・上赤谷地区 二会津街道沿いの集落の区域 (米倉地区・山内地区・上赤谷地区は、道路中心線から20m) ○菅谷地区＝菅谷寺を中心とした集落の区域 |
| 2.市街地景観エリア | ○市街地(「歴史景観エリア」及び「駅前大通り景観エリア」を除く)及び月岡温泉街 | |
| 3.駅前大通り景観エリア | ○新発田駅舎を含めた駅前通りに接する区域 | |
| 4.沿道景観エリア | ○国道7号及び都市計画道路*新栄町荒町線(南バイパス)の道路中心線から両側80mの区域 | |
| 5.自然景観エリア | ○他のエリアを除いた区域 | |



赤色に着色されているエリアが歴史景観エリアの「新発田城周辺区域」および「寺町・清水谷周辺区域」です。このエリアは新発田市のシンボルでもある新発田城、寺町や清水園、足軽長屋など魅力的な歴史的景観が形成されています。その歴史的景観を今後も保全するとともに、積極的に活用するため、建築物などの高さを制限したり、屋根の形式や外観において城下町の風情を感じることでできる和風調の形態意匠、低彩度の色彩を使用することなどが制限として定められています。



＜歴史景観重要道路＞

新発田城址公園から寺町を経て、清水園に至る南北の軸(赤い太線)は、城下町としての骨格が現在も色濃く残る場所で、景観上最も重要な道路であることから、歴史的景観の形成を図っていく道として、「歴史景観重要道路」と定めています。この道路の中心線から両側20mの範囲においては、建築物だけでなく、塀やさくについても歴史的景観と調和するよう行為の制限がより厳しく設定されています。また、屋外広告物(看板)についても、設置にかかる基準が厳しくなっています。

＜歴史景観重要道路沿いのまちなみ＞



無彩色や低彩度の色彩で構成される歴史的景観

